

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「本協会」という。）の役員報酬の支給に関し、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、役員に対して支給する役員としての職務遂行の対価をいう。

(役員報酬の額)

第3条 役員報酬の額は、別表のとおりとする。

(役員報酬の支給)

第4条 報酬は、別表に定めるその月分を翌月5日に支給する。

(期間計算)

第5条 役員報酬は毎月1日から当該月の末日までを1月として計算する。

- 2 役員が就任又は退任した時期が前項で定める1月の中途であった場合の報酬は、1月の報酬額の日割として計算した額とする。

(規則の改廃)

第6条 この規則を改廃するには、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

この規則は、平成26年8月22日から施行し、平成26年8月23日から適用する。

この規則は、平成28年8月26日から施行し、平成28年9月1日より適用する。

この規則は、平成30年9月7日から施行し、平成30年9月10日より適用する。

別表（役員報酬規則第3条、第4条関係）

役職名	報酬月額
理事長	170,000円
副理事長	88,000円
専務理事（常勤）	200,000円 その他の手当てについては理事会の決議による
常任理事	79,000円
理事兼 事務所長	44,000円
理事	14,000円
監事	50,000円